平成２４年（フ）第３５７号
福井県大野市中野町１丁目２番６号
債務者　西脇　敏光
1　決定年月日時　平成24年12月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月20日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３６０号
福井市定正町306番地　ラ・メゾン定正パーク20Ａ
債務者　岩﨑　梨絵
1　決定年月日時　平成24年12月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月20日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３６８号
福井市田原２丁目20番６号
債務者　植出　佳幸
1　決定年月日時　平成24年12月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月20日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３６９号
福井市月見３丁目13番５号　朝日ハイツ102、旧住所福井市大宮１丁目５番17号　Ｕハイム幾久101
債務者　米澤　幸夫
1　決定年月日時　平成24年12月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月20日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３７４号
福井市大宮３丁目18番24号　プレジール大宮102、旧住所福井市文京３丁目１－７
債務者　小橋　由美
1　決定年月日時　平成24年12月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月20日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第４７号
京都府宮津市字中ノ丁2528番地
債務者　中嶋　文子
1　決定年月日時　平成24年12月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月20日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２４年（フ）第１４４号
福岡県飯塚市目尾986番地４
債務者　桂　　秀一
1　決定年月日時　平成24年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月20日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２４年（フ）第１５３号
佐賀県伊万里市新天町538番地４
債務者　中田　搖子
1　決定年月日時　平成24年12月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月20日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２４年（フ）第１５８号
佐賀県伊万里市脇田町623番地２
債務者　山口　幸江
1　決定年月日時　平成24年12月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月20日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２４年（フ）第７４０号
千葉県松戸市常盤平５丁目３番地の７　田村マンション110号
債務者　與那覇　悟
1　決定年月日時　平成24年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月21日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第７６２号
千葉県野田市三ツ堀433番地の46
債務者　古谷喜代美
1　決定年月日時　平成24年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月21日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第７７４号
千葉県鎌ケ谷市西佐津間１丁目17番21号　クールドポワール102号
債務者　阿部　一貴
1　決定年月日時　平成24年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月21日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第７７５号
千葉県松戸市新松戸２丁目176番地　キャッスル新松戸101号
債務者　大島　正英
1　決定年月日時　平成24年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月21日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第７７８号
千葉県松戸市金ケ作57番地の81　パルーム金ケ作105号
債務者　石上　好美
1　決定年月日時　平成24年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月21日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第７８６号
千葉県我孫子市高野山467番地の４―101号　ニューハイツ
債務者　大塚　　愛
1　決定年月日時　平成24年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月21日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第７９９号
千葉県松戸市新松戸３丁目391番地の１　ジュネパレス新松戸第43―204号
債務者　坂本　良勝
1　決定年月日時　平成24年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月21日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第８０８号
千葉県野田市野田766番地の４　中央第８野田ビル206号
債務者　砂川　大悟
1　決定年月日時　平成24年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月21日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部